

Dīpaṃkaraśrījñāna が説く根本過犯について

望月 海慧

はじめに

チベット大蔵経のテンギェルには Dīpaṃkaraśrījñāna に帰される小片のテキストを多く見ることができ、それらは「秘密部」「般若部」「中観部」「経疏部」「雑部」などのさまざまなセクションに収められている。デルゲ版の目録では、それらの一部を取り出したものが彼の「小部集」として別にまとめられており、北京版・ナルタン版では「中観部」に第二のテキストとして再録されている。この「小部集」に収録されているテキストの中には「秘密部」に収録されているものも含まれているために、北京版・ナルタン版ではそれらの密教文献が「中観部」に再録されていることになる。もちろん著者は自らの著作の執筆時にテンギェルのどの部に収められるのかを意図していないために、そのような混乱はテンギェル編纂の際に生じた問題である。それ故に、彼の顕教文献が「中観部」に収録されている理由も、編纂者の意図によるものであり、その中には中観の教義を説いていない著作も複数ある。例えば、*Karmavibhaṅga* の内容は、中観よりもアビダルマ的であるだけでなく、そこでは *Mahāvairocanābhisaṃbodhisūtra* が大乘経典、すなわち顕教文献として引用されている¹。

その一方で、「金剛乘」や「中観」などを明言する著作も存在する。本稿で取り上げる根本過犯に関するテキストは、金剛乗の立場で現された著書であり、その他の根本過犯文献とともに「秘密部」に収録されている。しかしながら、彼には大乘経典に説かれる菩薩過犯に対する注釈書も存在する。すなわち、金剛乗の立場で根本過犯を解説した著書と波羅蜜乗の立場で過犯の懺悔を説いた著書が存在する。「過犯(āpatti)」の語が共通するだけであり、前者は過犯となる行為を解説したテキストであるのに対して、後者は過犯となる行為を違反した後の懺悔方法を解説したものである。その内容は異なることから、異なる文献と理解してしまえばいいのだろうが、少なくとも彼は金剛乗と波羅蜜乗の二つの過犯を認識していたことがわかる。

¹ 望月 1996, pp. 15-17.

波羅蜜乗の過犯文献について

まず波羅蜜乗の菩薩過犯に関するテキストは、*Karmāvaraṇaviśodhanavidhibhāṣya*²であり、テンギュルの「経疏部」に収録されている。そのタイトルは「業障を浄化する儀軌の解説」となるが、その内容は *Triskandhakasūtra* あるいは *Upāliparipṛcchāsūtra* に説かれる過犯懺悔の儀軌に対する注釈書である。同じ「経疏部」には、本論と並んで次の論書が収録されている。

Nāgārjuna: *Bodhyāpattideśanāvṛtti*³

Jitāri: *Bodhyāpattideśanāvṛtti-bodhisattvaśikṣākrama*⁴

それらの内容は、前述の解説書と同じく、同経に説かれる菩薩過犯懺悔の儀軌の解説書である。Dīpaṃkaraśrījñāna の解説書にはこれらの二書に対する直接の言及は見られないが、彼の *Cittotpādasamvaravidhikrama* には Nāgārjuna と Jitāri による発心儀軌の解説書が引用されている⁵ことから、本論においても先行する二人の論師の著書を認識していた可能性がある。

彼には、もう一つ過犯説示に関する *Āpattideśanavidhi* がある⁶。その内容は過犯懺悔の儀軌を具体的に示した小片のテキストである。そこでは、過犯として次の事項があげられている。

1. 十不善業道
2. 五無間罪
3. 近無間罪
4. 波羅提木叉を破すこと
5. 菩薩の学処に反すること
6. マントラの教義に反すること

簡略に述べると、善趣と解脱の障碍となり、輪廻と悪趣の原因となるものとされる。ここでは、小乗の波羅提木叉、大乘の菩薩学処、真言乗のマントラの教義が言及されている。また、懺悔をする対象としては、持金剛などのすべての仏・菩薩・尊者の面前とされている。これらのことから、本論では、波羅蜜乗と金剛乗を共通の過

² Tib. *Las kyi sgrub pa rnam par sbyong ba'i cho ga'i bshad pa*. D. 4007, P. No. 5508. Tr. Dīpaṃkaraśrījñāna, Tshul khirms rgyal ba. Cf. Lobsang 2001, pp. 95-113 望月 1999, 望月 2005, pp. 115-121.

³ Tib. *Byang chub kyi ltung ba bshags pai 'grel pa*. D. 4005, P. No. 5506. Tr. Śāntarakṣita, Devaghoṣa. Cf. Lobsang 2001, pp. 21-54.

⁴ Tib. *Byang chub kyi ltung ba bshags pai 'grel pa byang chub sems dpa'i bslab pa'i rim pa*. D. 4006, P. No. 5507. Tr. Bal po paṇḍita, Chag lo tsā ba. Cf. Lobsang 2001, pp. 55-93.

⁵ Cf. 望月 2014.

⁶ Tib. *Ltung ba bshags pa'i cho ga*. D. 3974, P. No. 5369. Tr. Dīpaṃkaraśrījñāna, Tshul khirms rgyal ba. 望月 2005, pp. 121-122.

犯の懺悔方法が説示されていることがわかる。

金剛乗の過犯文献

テンギユルの秘密部にも、過犯を説く複数の文献を見ることができる⁷。それらは、根本過犯と大過犯とその他の過犯を論じた文献であり、そのうち金剛乗の根本過犯(mūlāpatti)に関するテキストは次のとおりである。

Aśvaghōṣa: *Vajrānamūlāpattisaṃgraha*⁸

著者不明: *Vajrayānamūlāpatti*⁹

Abhayākara Gupta: *Vajrayānāpattimañjari*¹⁰

Śrī Lakṣmīkara: *Vajrayānacaturdaśamūlāpattivṛtti*¹¹

Bhavyapāda (Bhavi pa), Garbhapāda (sNying po zhabs): *Vajrayānamūlāpattitīkā*¹²

Dīpaṃkaraśrījñāna: *Mūlāpattitīkā*¹³

Mañjuśrīkīrti: *Vajrayānamūlāpattitīkā*¹⁴

Vajrāsana: *Vajrayānamūlāpattikarmaśāstra*¹⁵

Indrabhūti: **Vajrayānamūlāṅgāpattideśana*¹⁶

Bhaviḷa (Bhabiva): *Vajrayānamūlāpatti*¹⁷

これらの文献と並んで、次の大罪過(sthūlāpatti)に関する論書が見られる。

Aśvaghōṣa: *Sthūlāpatti*¹⁸

Nāgārjuna: *Vajrayānasthūlāpatti*¹⁹

さらに、これらの文献に加えて、次の論書も見られる。

著者不明: **Pañcadaśāpatti*²⁰

著者不明: **Aṅgāparādhasaptaka*²¹

⁷ Cf. 頼富 1972, pp. 57-68.

⁸ *rDo rje theg pa rtsa ba'i ltung ba bsdus pa*. D. No. 2478, P. No. 3303. Cf. Lévi 1929, pp. 266-267.

⁹ *rDo rje theg pa'i rtsa ba'i ltung ba*. P. No. 3308.

¹⁰ *rDo rje theg pa'i ltung ba'i snye ma*. D. 2484, P. No. 3310. Tr. Abhayākara Gupta, Sangs rgyas grags pa.

¹¹ *rDo rje theg pa'i rtsa ba'i ltung ba bcu bzhi pa'i 'gral pa*. D. 2485, P. No. 3311.

¹² *rDo rje theg pa'i ltung ba'i rgya cher 'grel pa*. D. 2486, P. No. 3312.

¹³ *Rtsa ba'i ltung ba'i rgya cher 'grel pa*. D. 2487, P. No. 3313. Tr. Dīpaṃkaraśrījñāna, Tshul khriṃs rgyal ba.

¹⁴ *rDo rje theg pa'i rtsa ba'i ltung ba'i rgya cher bshad pa*. D. 2488, P. No. 3314. Tr. Upadhaśrīvajraśīla, brTson 'grus seng ge.

¹⁵ *rDo rje theg pa rtsa ba'i ltung ba'i las kyi cho ga*. D. 3728, P. No. 4550. Tr. Abhayākara Gupta, Sangs rgyas grags pa.

¹⁶ *rDo rje theg pa'i rtsa ba'i dang yan lag gi ltung ba'i bshad pa*. P. No. 4626.

¹⁷ *rDo rje theg pa'i rtsa ba'i ltung ba*. P. No. 5083.

¹⁸ *ITung ba sbom po*. D. 2479, P. No. 3304.

¹⁹ *rDo rje theg pa'i sbom po'i ltung ba*. D. 2482, P. No. 3307. Tr. Rin chen bzang po, Rev. Mañikaśrījñāna, Chos rje dpal.

²⁰ *ITung ba bco lnga pa*. D. 2480, P. No. 3305.

著者不明: **Anṅasamaya*²²

またサンスクリット文献として、*Dīpaṃkaraśrījñāna* の師の一人とされる Advayavajra (Maitripa)の著作集の中にも次のテキストを見ることができる。

Advayavajra: *Mūlāpatti*²³

Advayavajra: *Sthūlāpatti*²⁴

これらのテキストにおいて言及される過犯のうち、本稿で言及する根本過犯は、次の 14 項目である。

- 1) 阿闍梨を侮ること
- 2) 善逝のお言葉を超えること
- 3) 忿怒により金剛の親族の罪過を述べること
- 4) 有情に対する慈愛を捨てること
- 5) 法の根本である菩提心を捨てること
- 6) 自派と他派の宗義である法を誹謗すること
- 7) 未熟な衆生に秘密を説くこと
- 8) 五仏の自性である五蘊を誹謗すること
- 9) 自性清浄なる法に疑惑をもつこと
- 10) 凶暴な者に対し常に慈愛をもつこと
- 11) 断などではない諸法を考察すること
- 12) 信をもつ衆生の心を批判すること
- 13) 三昧耶を得たとおりに頼らないこと
- 14) 智慧の自性である女性を誹謗すること

『根本過犯』の著者

ここに和訳を提示する *Dīpaṃkaraśrījñāna* の *Mūlāpattitīkā*²⁵は、そのタイトルが示すように、上記の 14 の根本過犯を解説する注釈書である。しかしながら、何れのテキストに対する注釈書なのかは明らかではない。テキストのコロフォンには、

「秘密金剛乗の瑜伽行者たちの学処を明らかにする解説」と言われる阿闍梨 Bhavideva が著された『根本過犯』の注釈である偉大な賢者 *Dīpaṃkaraśrījñāna*

²¹ *Yan lag gi nyes pa bdun pa*. D. 2481, P. No. 3306.

²² *Yan lag gi dam tshig*. D. 2483, P. No. 3309.

²³ 密教聖典研究会 1983, pp. 42-43.

²⁴ 密教聖典研究会 1983, pp. 44-45.

²⁵ C. Zi 192b5-197b6; D. 2487 Zi 192b6-197b6; G 282a-290a1; N. No. 1311, Tshi 204b5-210b4; P. No. 3313, Tshi 238b2-245a1; 中華大藏經, vol. 27, pp. 739-754.

が説かれたものを完成する。
と記されている。ここに言及される Bhavideva (rGyal ba'i lha) と、彼が著した *Mūlapatti* の確認はできていない²⁶。この Bhavideva の名称は、チベットのサキヤ派の 'Phags pa Blo gros rgyal mtshan の *Bla ma lnga bcu pa'i bsdus don* に見ることができ、その根本テキストである *Gurupañcaśikā* の著者を Bha wi lha としている²⁷。このテキストは、テンギュルでは Aśvagoṣa (rTa dbyangs) の著書とされており、同じ著者の *Mūlapatti* とともにサンスクリット写本が存在する²⁸。すなわち、Dipaṃkaraśrijñāna が *Mūlapatti* の著者とする Bhavideva には *Gurupañcaśikā* という著書もあり、この二つのテキストは異なる伝承では Aśvagoṣa の著書とされている²⁹。この二つの密教文献が Aśvagoṣa の著書とされた経緯についてはさらなる調査を要するが、Dipaṃkaraśrijñāna はこれらのテキストの著者を Aśvagoṣa ではなく、Bhavideva と認識していたことがわかる。さらには、彼の師とされる Advayavajra の著作にも *Mūlapatti* があり、これらを含めて Bhavideva について再検討する必要がある。

『根本過犯広疏』の構成

本論の内容は、*Mūlapatti* に述べられる 14 の根本過犯を解説したものである。その構成については、冒頭に次のように述べられている。

14 過犯は、縦に一緒にすると 7 つである。それらの 7 つに 7 つの過犯の本質と 7 つの原因があり、14 の自体を分ければ、14 のそれぞれに三つある。すなわち、14 の根本過犯を始めから二つずつに 7 つのグループに分け、「二つの本質と原因は同一である」とし、それぞれの本質と原因が解説される。続いて、14 過犯のそれぞれが、罪過と、縁と、導かない方法の 3 項目から解説される。また、14 過犯の項目ごとの解説の後に、三種の菩提心を損なわないことと、見と行と修の自性による三種とにより根本過犯が分類される。これをまとめると、次のとおりである。

²⁶ この著者を、前出の *Vajrayānamūlapattitīkā* の著者である Bhavyapāda (Bhavi pa) と推定することも可能であるが、同論は *Mūlapatti* の語句に補足の語を添えた小論であり、同論から本論と直接に結びつけるものは何も得られない。

²⁷ 酒井 1972, p. 3.

²⁸ Skt. Lēvi 1929, pp. 255-285. Tib. *Bla ma lnga bcu pa*. D. No. 3721, P. No. 4544. Tr. Padmākaravarman, Rin chen bzang po. Cf. 塚本啓祥・松長有慶・磯田照文『梵語仏典の研究 IV 密教經典篇』平楽寺書店, 1989, pp. 487-488.

²⁹ これに加え、Aśvagoṣa に帰される *Daśakuśalakarmapathanirdeśa* には、Dipaṃkaraśrijñāna に帰される同じ内容で内容も存在する。Cf. 望月・菅野 1996, 8-12.

0 序

1 根本過犯の本質と原因

- 1.1 阿闍梨を侮ることと善逝のお言葉を超えること
- 1.2 金剛の親族の罪過を述べることと有情に対する慈愛を捨てること
- 1.3 菩提心を捨てることと法を誹謗すること
- 1.4 未熟な衆生に秘密を説くことと五蘊を誹謗すること
- 1.5 自性清浄なる法に疑惑をもつことと凶暴な者に対し慈愛をもつこと
- 1.6 諸法を考察することと信をもつ衆生の心を批判すること
- 1.7 三昧耶に頼らないことと女性を誹謗すること

2 根本過犯の罪過と縁と導かない方法

- 2.1 阿闍梨を侮ること
- 2.2 善逝のお言葉を超えること
- 2.3 金剛の親族の罪過を述べること
- 2.4 有情に対する慈愛を捨てること
- 2.5 菩提心を捨てること
- 2.6 法を誹謗すること
- 2.7 未熟な衆生に秘密を説くこと
- 2.8 五蘊を誹謗すること
- 2.9 法に疑惑をもつこと
- 2.10 凶暴な者に対し慈愛をもつこと
- 2.11 諸法を考察すること
- 2.12 信をもつ衆生の心を批判すること
- 2.13³⁰ 三昧耶に頼らないこと

3 根本過犯の分類

- 3.1 菩提心を損なわないことによる分類
- 3.2 見と行と修の自性による分類

4 結

まとめ

本テキストは、14 根本過犯について、その本質と原因を説明し、それぞれの罪過と縁と導かない方法を解説したものである。そこでは、Indrabhūti の *Jñānasiddhi*

³⁰ 第 14 項の「女性を誹謗すること」に対する解説は見られない。

などの密教文献も引用されるが、前述のように *Gurupañcāsikā* が頻繁に引用されている。すなわち、Dīpaṃkarasrijñāna は *Mūlāpatti* の著者と *Gurupañcāsikā* の著者を同一人物と認識しており、後者の偈に基づいて前者を解説している。その著者である Bhavideva が誰なのかについては断定できないが、そこでは *Aśvaghōṣa* とは呼ばれていない。このことは、サンスクリット写本や中国伝承において *Aśvaghōṣa* に帰される一連の密教文献が、後期インド・チベットでは他の者に著作とされていたことが確認できる。本論には、その他の根本過犯文献に対する言及は確認できなかったが、これらの関連文献を調査することにより、この著者問題に関するさらなる情報が得られる可能性がある。

『根本過犯広疏』和訳

インドの言葉で、*Mūlāpattitīkā*

チベットの言葉で、『根本過犯広疏』

聖母ターラーに敬礼する。

[0 序]

14 過犯は、縦に一緒にすると 7 つである。それらの 7 つには、7 つの過犯の本質と 7 つの原因と、14 の自体を分けたものと、14 のそれぞれをまとめたものとの三つ。

[1 根本過犯の本質と原因]

[1.1 阿闍梨を侮ることと善逝のお言葉を超えること]

そこで、第一と第二の過犯である本質と原因は一つで、師を侮ることは善逝のお言葉を背いており、それも、

師とは持金剛で、異なるものと考察されない³¹。

と説かれているから。それ故に、持金剛と師は異ならないので、二つの過犯の本質と原因は一つである。侮る対象であるその師も、共通の道は、この輪廻を作意することから思考を退けることを知ることで、所作の報いに依ってから慈愛と悲心を堅固にするその二つの力から生じた菩提心を堅固にする入の律儀をとまなうので異なる方向である。

悲心がなく、忿怒して毒があり、自尊心と欲望で制御されず、誹謗をもつべきではない³²。

³¹ *Gurupañcāsikā* 22cd. Cf. 酒井 1972, p. 36.

³² *Gurupañcāsikā* 7bcd 酒井 1972, p. 18.

と説かれているので共通な道であるが、それらの共通ではないものから退いてから、共通ではない特徴の四根の門から見と行と修習の三つの解説をとまなうそれを何度も修習することによる功德となり、

堅固で、律して、慧をもち、忍をとまない、念に対する欺瞞はなく、マントラとタントラの行を知り、悲心をもち、論書を知る。

十の真実³³を完全に知り、マンダラを描く作法を知り、マントラの解説の行を知り、寂靜で、根を制御する³⁴。

と述べられているので、そのように、14の功德をもち、二種の見の成就にとどまる意味と、確実に成就する五方便と、二種の行と、四種の根の概説をもつ成就の言葉の体験をもつものが「師」と言われる。そのような正しい師の近くに仕える門から、その弟子は、円満な菩提心を堅固にすべきで、入心の律儀をもつべきである。後に、

三昧をなすことで、師に対してできる限りの供養をなし、三帰依から始めて、菩提心などの律儀は、もし自分に利益を望むならば、マントラによるその努力を把握するべきである³⁵。

と説かれているので、その師は最初に輪廻の罪過を作意し、帰依と慈愛と悲心の門から菩提心を堅固にしてから、入心の律儀をとまない、四根を器としてから見と行と修の三つの概説をとまなうことを成立させるのはそのためである。

それからマントラなどの布施により正法の器となって³⁶、と説かれているから。その師に依るので、

「成就は阿闍梨に随順する」と持金剛自身が説かれたことを知ってから、すべての事物により師を完全に喜ばせるべきである³⁷。

と言うそのようなその師を常時にすべての円満の生じる場所である輪廻の海から引き出すことがすべての成就の依存するものなので、それ故に、与えられた坐をもち、意味の所作などでお仕えして、

師から成就と善趣と解脱を得る³⁸。

と言うものから、

眼前で律して座るべきで³⁹、

³³ 十の項目は、①マンダラ、②三摩地、③印、④真言、⑤姿態、⑥坐態、⑦念誦、⑧護摩、⑨供養、⑩再撰とされる。Cf. 酒井 1972, pp. 20-21.

³⁴ *Gurupañcāsikā* 8-9. Cf. 酒井 1972, pp. 19-20.

³⁵ *Mūlāpatti* 11cd-12. Cf. 頼富 1972, p. 73.

³⁶ *Gurupañcāsikā* 49ab. Cf. 酒井 1972, p. 52.

³⁷ *Gurupañcāsikā* 47. Cf. 酒井 1972, p. 51.

³⁸ *Gurupañcāsikā* 25ab. Cf. 酒井 1972, p. 38.

と言うまでのすべての所作である念と正知による散乱しない在り方で師に師事すべきである。そのような師を侮るならば、一切の仏を侮ることになる。

それに似た守護者を想い、弟子になった者が侮るならば、一切の仏を侮り、それにより常に苦を得るであろう⁴⁰。

と言うものから、

そこ（地獄）にとどまることが正しく解説されている⁴¹。

と言われるものまでと、

それ故に一切の努力により金剛阿闍梨である大慧に善を完全に自慢せず、決して軽蔑すべきではない⁴²。

と言うそれは、すべての根本過犯の本質である。浄化などは、主として、師セルリンパなどの解説より知るべきである。その二つの過犯の原因は、師の成就を得る言葉の領受を離れたものたちと結びつことで道の器として成立せずに根などをなしても、根本が堅固ではないことで確実に導くことができず、確実性がないので、師を最高としない。それ故に、「阿闍梨を侮ることなどのすべてが生じて、それが誤って説かれ、成立している」と言われる。前行のいかなる浄化もなく、円満な根と生起の解説を説いたとしても、根本がないことですぐに滅して、確実に小さいものである。それ故に、その両者はお言葉を超えて、両者の原因なので、*Jñānasiddhi*により、

自分自身で道を見ない者が、どのように他者を導くであろう。二人の盲人が助伴となるならば、どちらも落ちることに疑いはない⁴³。

と言われ、また、

罪過をもつ者のその道により行く者は、害を得るであろう⁴⁴。

と言われるので、正しい師に依存するべきである。

[1.2 金剛の親族の罪過を述べることと有情に対する慈愛を捨てること]

親族に罪過を述べることと、慈愛を捨てることの二つの過犯の本質は一つで、それが生じる原因も一つである。その原因は、前に共通な道である慈愛と悲心が不浄なので、衆生に利益を求め、愛する慧がなく、それにより損なわれ、誹謗などの縁を僅かにも捉えられない。それ故に親族に罪過を述べることと、衆生に対する慈愛

³⁹ *Gurupañcāsikā* 37a. Cf. 酒井 1972, p. 45.

⁴⁰ *Gurupañcāsikā* 10. Cf. 酒井 1972, p. 22.

⁴¹ *Gurupañcāsikā* 14d. Cf. 酒井 1972, p. 26.

⁴² *Gurupañcāsikā* 15. Cf. 酒井 1972, p. 27.

⁴³ *Indrabhūti, Jñānasiddhisāadhanopāyikā*. D. No. 2219, Wi 50a7-b1, P. No. 3063, Mi 54b1-2.

⁴⁴ *Indrabhūti, Jñānasiddhisāadhanopāyikā*. D. No. 2219, Wi 50a7, P. No. 3063, Mi 54b1.

を捨てるそのことにより、その二つの本質は一つで、他者を損なうことに似ているからである。

[1.3 菩提心を捨てることと法を誹謗すること]

菩提心を捨てることと、宗義を誹謗することの二つは、原因と本質が一つである。原因は、慈愛と悲心の力により菩提心が堅固にされず、領受しても堅固でなく、それも、

一切にさらなる場所があり、どこにおいても一切が滅して、数千万劫においても、正しく生じた善は大きい。

菩提心が起こした福德の集まりが集められるから。数百万劫により生じるものは、刹那に滅してしまう。

それ故に、その意義を守ることは、如来が明らかに説かれている⁴⁵。と出ているので、その菩提心を捨てることと、捨てる量と、その罪過である。捨てることは三つで、師に依ってからと、親族に依ってからと、衆生に依ってから捨てることである。量は、その三依に依ってから煩惱の想による狡猾などにより昼夜のどの部分かを正しく過ごすことである。善根を根本から引き抜くことが、罪過である。他者の菩提心を中断する場合も、罪過は大きいと知るべきである。そこで自らの乗は、大乘の二つである。他は、声聞のものである。誹謗することは、上のように、不浄で、誹謗することで、自らにはなく、他者を導かないことである。

[1.4 未熟な衆生に秘密を説くことと五蘊を誹謗すること]

秘密を説くことと、蘊を誹謗することの二つは、原因と本質が一つである。次第により浄化されないことで器にならない者に秘密の意味と成就に存在する意味の二種の見などを説くことで、蘊が天の我性などを起こす次第を捨てるので、原因と本質は一つである。それも、

天の色は修習で、心の精進は浄化で、經典のみを説くことは布施をなさないことと知るべきである。

金剛智を捨てるので、愚かな者は地獄に行くことになるであろう。その地獄の原因となるので、その人も地獄に行くであろう。

それと自他の蘊が生じるので、確実に守るべきである⁴⁶。と言われる。

[1.5 自性清浄なる法に疑惑をもつことと凶暴な者に対し慈愛をもつこと]

⁴⁵ Indrabhūti, *Jñānasiddhisādhanaopāyikā*. D. No. 2219, Wi 48a2-4, P. No. 3063, Mi 52a6-8. ただし、最後の偈については、前半が欠けている。

⁴⁶ Indrabhūti, *Jñānasiddhisādhanaopāyikā*. D. No. 2219, Wi 60b3-4, P. No. 3063, Mi 64a3-5.

法に対して二つの意をもつことと、凶暴な者に対する慈愛の心との二つは、原因と本質が一つである。それも、一切衆生の自性清浄なる光明と双入の自性として一つで、その二つに疑惑をもって、輪廻と寂静の大印契をしっかりと分別しないことにより、その凶暴な者を損ない、罵詈雑言などが菩提の縁に生じ、殴打などの残虐な行いにより利益でないものを成立させるので、原因と本質が一つである。

[1.6 諸法を考察することと信をもつ衆生の心を批判すること]

名称などを離れた法について、それを考察することと、信をともなう心を批判することは、原因と本質が一つである。名称などを離れることは、成立する場所の意味である虚空のような自性光明に対して自体と特徴を考察する原因により、それを信じる衆生で根を明らかにもつものを疑って、入れておらず、入れることなく、入れることから退き、堅固になさないから。

[1.7 三昧耶に頼らないことと女性を誹謗すること]

三昧耶に依らないことと智慧を誹謗することの二つも、五甘露などの三昧耶に依らないことが智慧を誹謗する原因であり、それに対する誹謗そのものがそれを捨てる原因である。それ故に、最初に師が成就を得る言葉の領受をもつものが考察をよく受けるが、他のものにはない。それ故に、

師と弟子は、等しく三昧耶を領受するので、勇者は最初に阿闍梨と弟子の関係を考察すべきである⁴⁷。

と述べられるから。

[2. 根本過犯の罪過と縁と導かない方法]

[2.1 阿闍梨を侮ること]

そのようにそれらの過犯を超えた場合に、罪過を説いたものは、「阿闍梨を誹謗して⁴⁸」と言うものが述べられる意味で、他の過犯に類似する罪過と知られる重罪もある。その罪過は「伝染病と」と言う一偈である⁴⁹。「王と火と」と言う一偈である⁵⁰。それ故にいつも三偈である。もし想の門から領受するならば、師の面前のマンダラなどに供養し、罪過の名称により懺悔して、後で制御し、師のところで仏の慧が二倍になるように学び、その利益が説かれるので、「師を」という一偈がある⁵¹。

⁴⁷ *Gurupañcāsikā* 6. Cf. 酒井 1972, p. 16.

⁴⁸ *Gurupañcāsikā* 11a. Cf. 酒井 1972, p. 22.

⁴⁹ *Gurupañcāsikā* 11: 阿闍梨を誹謗する彼は、伝染病や害病と、危害や疫病や毒によるその大きな蒙昧により死ぬであろう。Cf. 酒井 1972, p. 22.

⁵⁰ *Gurupañcāsikā* 12: 王と火と毒蛇と水と空行と盜賊と夜叉とビナヤカによっても殺された後に地獄に行くであろう。Cf. 酒井 1972, p. 24.

⁵¹ *Gurupañcāsikā* 16: 師を敬うことがともない、功德を随順して布施するべきである。それにより疫病などの害を外に出すであろう。Cf. 酒井 1972, p. 29.

そのように残りの過犯も、想の区別により満たすべきである。それ故に最初に師をよく調べ、よく頼って、それから器になることを請願する。それによっても、続く慈愛の門から器となって、最初に輪廻の罪過を把握し、天と師に依ることに入る。それから共通な帰依に依り、波羅提木叉の律儀に依るものに入る。それから特別な帰依に依ってから、堅固な菩提心に入る。それから入る律儀をうまく導いて、四根の門から見と行と修の三つの分別を成就する。それから分別に随順する道を修行して、さらにまた生起次第の時に師と天を区別せずに資糧を集めて、最初の過犯の原因を捨て、それらの順序は、最高の根の者は一切法を一緒に理解する成就方法を知るべきである。真ん中と最後の者は凡夫の考察を退ける方法を知るべきなので、不顛倒により第2と第7と第8と第6と第12の過犯の原因が捨てられ、共通な道である慈愛と悲心の菩提心をとめない、共通ではない道のヨーガと我と住を守ることにより第3と第4と第5と第9と第10の原因が捨てられ、それから究竟次第に依ってから一切法の光明を理解することを成立させてから、五甘露などの三昧耶に依ることにより第13と第14と第11の原因が捨てられ、さらにまた天に関する秘密と智慧と第4を取ることで第14と第13の原因が捨てられ、その如くならば、14を設定する業の順序からまとめられるので、続いてその自体における所作の目的の確実性を起こし、堅固にすべきである。

[2.2.2 善逝のお言葉を越えること]

自体そのものに関しては、それぞれの過犯に過犯の理解と、いかなる縁により生じるのかと、罪過と、正しい在り方の通りに導かない方法がある。善逝のお言葉は、「輪廻の罪過から作られる」と言うものと、所作を記憶し、慈愛と悲心と入の律儀までを堅固にすべきで、特別な四根により器となってから見などの解説が善逝のお言葉である。越えることは、尊敬せず、放逸で、無知で、多くの煩惱による。それ故に師の御前で三昧耶を堅固にせずに、昼夜の部分を過ごすことが過犯である。縁は、不信などの四つである。罪過は、前に「伝染病と」と言う4偈である⁵²。生じない方便は、師が説かれた道である念と正智による灯火と水の流れのように作意することである。

[2.2.3 金剛の親族の罪過を述べること]

親族とは、一つの結合と、それ以外のものと、すべての衆生である。罪過が述べられる境を理解し、昼夜の第三分を過ごせば過犯である。縁は、三境のどれでも心に相応することをなさずに、なさないことで瞋と嫉妬や煩惱の何れかと同じく怒ることである。導かない方法は、憤怒の縁が近くにある時に所作を知るなどの慈愛を

⁵² *Gurupañcāśikā* 11-14. Cf. 酒井 1972, pp. 22-26.

作意することで、また一切法を不生と作意することである。

[2.4 有情に対する慈愛を捨てること]

慈愛は、所作を知る門から、一切衆生に対する利益を望むことである。捨てることは、利益でないものを成就させることで昼夜の部分を過ごせば、過犯である。縁は、上のように、三境に依ってから私の想に相応することをなさず、なさないことで利益ではないことを成立させ、捨てることである。生じさせない方便は、縁が近くにある時にそれを目的として堅固にする在り方により慈愛を作意し、双入を知るべきである。

[2.5 菩提心を捨てること]

菩提心は、衆生利益のために持金剛を求めることである。それを捨てることが、境に関する三つで、師と金剛が、親族と衆生を欺く行により功德を得ようと思うことと、利益を捨てて昼夜の部分を通すことである。縁は、前の如し。導かない方法は、反対の縁が近くにある時に利益と罪過を知ることで菩提心を修習すべきである。また生がないことを作意すべきである。

[2.6 法を誹謗すること]

自らの成就の終わりは、大乘の二種である。他のものは、声聞と独覚である。*Havajra* をまとめた頃のように、次第により不浄を誹謗することで昼夜を通すことである。縁は、三昧耶を損なうことを離れた師と結合することで、道次第により清浄になった者たちを誹謗し、怒ることである。導かない方法は、知恵を次第により学ぶことで一乗を知るべきである。円満に成熟しないことは、道次第により浄化されないことである。

[2.7 未熟な衆生に秘密を説くこと]

秘密は、成就が存在する意味が虚空と同じであるように、二見である。助伴は、身口の行により昼夜を通すことである。縁は、不浄と結合することによる。導かない方法は、その境のように、子と結合するならば、慧の区別を尋ねてからそれらと相応すべきである。

[2.8 五蘊を誹謗すること]

蘊を誹謗することは、生起次第をすべて把握することである。誹謗することは、それを修習せずに昼夜を通す場合である。縁は、甚深なるものを説かない聖教と完全に把握する悪人である。導かない方法は、天の修習である。

[2.9 法に疑惑をもつこと]

自性清浄とは、二見である。疑惑をもつことは、その二つの分別を生じないことである。それ自体における分別なしに昼夜を通す場合である。縁は、正しい師を

離れることで事物を見ることによる。導かない方法は、正しい師の言葉に依ってから見を修習すべきである。

[2.10 凶暴な者に対し常に慈愛をもつこと]

凶暴な者は、人と非人である。自分を害することで瞋を得てから、利益ではない毒をなして昼夜を過ごす場合である。縁は、罪過をなすことによる。導かない方法は、忍を修習して、魔を退ける聖教から知るべきである。

[2.11 諸法を考察すること]

名称などを離れた法は、光明と双入である。それを理解することは、その二つの自性に相応せず他のものである。縁は、善友と結びつかないことによる。導かない方法は、その教説からである。

[2.12 信をもつ衆生の心を批判すること]

信をもつことは、道次第により浄化されなくても成就にとどまる意味を求めることである。批判は、説かないことと誤って説くことによる。縁は、信服する人と結びつくことによる。導かない方法は、分別と結合して、法を説くことである。

[2.13 三昧耶に頼らないこと]

三昧耶は、飲食の三昧耶である五甘露などである。説かないことは、不浄な慧により捨てられ、時を過ごすことである。縁は、実体が近くにあることである。導かない法は、無分別の心による。これらの罪過は小さなものであっても、害は同じである。何故か、と言うのなら、根本の過犯であるから。

マントラによりこれらを捨ててから、成就を確実に得るであろう⁵³。
と言うことは、捨てるべきものを捨てることの功德である。

さらに三昧耶から転落するならば、転落により魔により捕られるであろう。
それから苦を領受し、下方を見て、地獄に行く⁵⁴。
と言うものは、損害の罪過がまとめられている。

それにより我慢を制圧してから、自分自身を迷わずに知るべきである⁵⁵。
と言うものは、細心になすことを学ぶことである。灌頂してから 14 過犯と 50 の師事の何れかを求める成就方法は、意味を詳しく示すことなので、確実に熱心に学ぶべきで、他の場合は師の罪過である。

[3. 根本過犯の分類]

[3.1 菩提心を損なわないことによる分類]

⁵³ Maitripa, *Krodharājovajjalavajrāsanimaṇḍalavidhi*. Tib. D. No. 3051, Pu 103a5, P. No. 3875, Tu 117b6.

⁵⁴ *Mūlāpatti* 10. Cf. 頼富 1972, pp. 72-73.

⁵⁵ *Mūlāpatti* 11ab. Cf. 頼富 1972, p. 73.

そのように 14 をまとめれば、三つである。共通な菩提心を損なわないことと、特別な菩提心を損なわないことと、その両者を損なわないことである。最初の過犯と第二のものは、両者を損なわないことである。親族に対するものと、慈愛を捨てることと、菩提心を捨てることと、宗義を誹謗することと、凶暴な者に対する慈愛を捨てることのそれら五つは、共通な心を損なわないことで、それ故に精進により護られる。秘密を説くことと、蘊を誹謗することと、清浄な法を疑うことと、名称などと結びついてそれを考察することと、心を非難することと、三昧耶に依らないことと、智慧を誹謗することのそれらが捨てられることで、特別な菩提心を損なわないことをなす。

[3.2 見と行と修の自性による分類]

また、それは見と行と修の三つの自性でもある。法を疑うことと、名称などと結びついてそれを考察することを捨てることで見の二種が考察される。第 1 と第 2 と第 3 と第 4 と第 5 と第 6 と第 7 と第 8 と第 10 の九つを捨てることで、修の概説が、心の非難と、三昧耶に依らないことと、智慧の誹謗の三つにより九つが捨てられ、捨による行である。その三つを捨てずに修習する者は、お言葉を超えており、師を侮ることを捨てていない。それ故に、10 と 50⁵⁶を熱心に何度もなすべきである。何故ならばすべての成就の根本であるから。損なえば、一切の罪過も生じる。その如くでなく、秘密の言葉のみにより解説を説いてから、師と認められるものが過犯の器として成就すれば、不善の原因を作るので、「不善の主体の縁」と言われる。「罪悪の助伴と、悪をもつ魔と、欺くことと」と言われ、過失は多く述べられない。そのような師とその弟子が完全に円満な仏の法蘊を獲得し、恭敬する原因により成就するので、悪趣を成立させる方便とその縁により毒と甘露を混ぜることと同じである。それ故に正しい師に依ることが大切であることを金剛大持が説かれている。

[4 結]

正しい助伴と師と会わずに、存在を彷徨ってから利益のために師の聖教のように書くことで、それらに利益をなしなさい。

ここに見えるものだけで人々が法を熱心にする原因となってから、師を主となし、成就を熱心にする原因となる。

悪い運命の者たちと結びつくならば、自分の過失により誹謗するけれども、大覚仙の聖教は誰が捨てようか。それ故にそこに害は成立しない。

⁵⁶ 50 は *Gurupañcāsikā* に説かれる 50 項目のことであろうが、前者については不明である。同じ著者のテキストを想定するならば、*Aśvaghōṣa* に帰される *Daśākuśalakarmapathānirdeśa* に基づく十善業道を推定できる。

秘密の無上の金剛乗に入る瑜伽師たちが学ぶので、明らかな解説が荘厳される。

「秘密金剛乗の瑜伽行者たちの学処を明らかにする解説」と言われる阿闍梨 Bhavideva が著された『根本過犯』の注釈である偉大な賢者 Dīpaṃkaraśrījñāna が説かれたものを完成する。

そのパンディタ自身と翻訳官である比丘 Tshul khrim s rgyal ba が翻訳した。

文献表

de la Vallée Poussin, Loui

1898 *Bouddhisme, Études et Matériaux*, London.

Lévi, Sylvain

1929 “Autour d’Aśvaghōṣa,” *Journal Asiatique* 215, pp. 255-285.

Lobsang Dorjee (Rabling)

2001 *Āryatriskandhasūtram and its three Commentaries by Ācārya Nāgārjuna, Jitāri and Dīpaṃkaraśrījñāna*. Sarnath.

酒井真典

1972 「事法師について」『高野山大学論叢』7, pp. 1-60.

密教聖典研究会

1988 「アドヴァヤヴァジュラ著作集—梵文テキスト・和訳(1)—」『大正大学総合仏教研究所年報』10, pp. 234-178.

望月海慧

1996 「アティーシャの著作にみられる業思想」『仏教学』38, pp.1-23.

1999 「Dīpaṃkaraśrījñāna の *Karmāvaraṇaviśodhanavidhibhāṣya* について」『印度学仏教学研究』48-1, pp.138-142.

2005 『チベットにおけるラムリム思想の基盤に関する研究 [改訂増補版]』身延山大学仏教学部

2014 「ディーパンカラシュリージュニャーナが伝えた発心律儀の儀軌について」宮川了篤編『日蓮仏教における祈りの構造と展開』山喜房佛書林（近刊）

望月海慧・菅野龍清

1996 「馬鳴に帰される『十不善叢道説示』の研究」『仏教学論集』20, pp. 1-24.

頼富本宏

1972 「Āpatti 論書群について」『密教学』9, pp. 56-83.

1973 「伝馬鳴作「事師五十頌(Gurupañcāsikā)をめぐる」『印度学仏教学研究』
21-2, pp. 116-118.

身延山大学教授

Professor

Faculty of Buddhism

Minobusan University

Yamanashi, Japan